

8月定例農業委員会 会議録

平成30年8月20日

日 時 平成30年8月20日 16時開催

開催場所 直島町役場2F大会議室

出席者 (委員) 西村 和雄 ・ 高田 洋一 ・ 大山 一郎 ・ 和島 輝男 ・ 西岡 幸子 ・ 大林 茂樹 ・ 堺谷 末廣
(事務局) 豊田 壘
荒木 慶悟 建設経済課長

署名委員 高田 洋一 ・ 堺谷 末廣

議 題 (1) 農地法第5条の規定による許可申請について
(2) その他

西村会長	残暑が厳しいですけど、皆さんどうですか。本日の署名委員は、高田委員と堺谷委員にお願いします。それでは事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>今月は、農地法5条関係の申請が1件出てきております。</p> <p>転用者は、〇〇〇〇様で、ご自身の農地を会社で賃貸し、露天資材置場として、使用貸借権を設定しようとするものです。</p> <p>申請場所は、直島町〇〇〇〇番地の田1筆で、〇〇〇〇の南側の位置にあります。現地確認は、8月16日(木)に、会長と、高田さんと、堺谷さんと、和島さんで行っております。</p> <p>転用面積は、225㎡となります。</p> <p>資金計画は、造成費のみの合計50万円で、これを全額自己資金で賄うものです。</p> <p>申請地は、役場庁舎から西へおよそ430mに位置した第2種農地です。また、他法令により許認可等が必要なものではありません。</p> <p>転用に及んだ理由ですが、申請者は現在、資材置場として使用貸借している土地を所有者へ返却しなければならなくなり、新たな資材置場を探しておりました。そこで申請者である会社の代表者が所有する土地で土地代金がかからないこと、所有する資材の量、車両台数と照らし、面積が適当であること、隣接地に農地があるが、耕作放棄地となっており、またその土地所有者との調整も了したことから計画地を選定し、転用申請に及んだものです。</p> <p>被害防除計画も適正に計画されており、候補地の比較検討も適正になされていることなどから、事務局としては許可相当と判断いたしますが、委員のみなさまのご審議をお願いいたします。</p>
西村会長	今説明してもらったとおりです。本村地区の委員で現場は見に行ったんです。場所はわかるかな。〇〇〇〇の真裏です。この三角形の反対側の三角形が〇〇〇〇です。土地としてはきれいなんよな。草が生えとるだけで。もう30年くらい耕作をしてないということです。どうですか認めていいですか。
高田委員	これは同意書いらんのかな。
事務局	同意書まではいりませんが、この計画についての話はしていただいて、調整ができたということで、被害防除計画書の隣接農地関係者との調整状況の欄で「調整を了している。」に印していただいています。
大山委員	ここ車は入っていけるん。軽トラくらいか。

和島委員	入れる。大きいのも入れる。土が入って広がるからな。
西村会長	それでは認めるということで皆さんよろしいですか。
全委員	異議なし。
西村会長	他にありませんか。なければこれで終わります。皆さんご苦労様でした。

平成30年8月20日16時20分 閉会

直島町農業委員会

会 長



署名委員



署名委員

